

TAAF NEWS

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

重要

所属建築士の定期講習の受講について

あなたの事務所の建築士の方は、期限内に受講していますか？

建築士法では、建築士の資質・能力の向上を目的として、建築士事務所に所属する建築士（以下「所属建築士」という。）に対し、3年ごとの定期講習の受講が義務付けられています。所属建築士の方々が定期講習の受講機会を捉え、建築技術の高度化や建築基準法令の改正等の知識を身に付け、設計等の業務の適正な実施につなげていただくよう、お願いいたします。なお、受講期限内に定期講習を受講しなかった場合は、建築士法に基づく懲戒処分の対象となることをご注意ください。

○定期講習の受講義務について

◇平成28年度内に受講することが必要な所属建築士（平成29年3月31日までに定期講習の受講が必要な方）

- ①定期講習を平成25年度に受講し、それ以降受講していない所属建築士
- ②平成25年度に建築士試験に合格し、合格日から平成29年3月31日までの間に建築士事務所に所属した受講経験のない建築士

◇遅滞なく受講することが必要な所属建築士（以下の所属建築士の方々は、遅滞なく定期講習の受講が必要です。）

- ③建築士試験に合格し、合格日の翌年度の開始の日から3年経過後に建築士事務所に所属した建築士
- ④前回受講日の翌年度から3年経過後、再び建築士事務所に所属した建築士

○留意事項 / 東京都知事登録の二級建築士又は木造建築士で、産休や休職中等により定期講習が受講できない方、建築士事務所を退所したが当該事務所の所属建築士名簿に掲載されている方は、建築企画課にご相談下さい。

○問合せ

都市整備局市街地建築部建築企画課建築士担当

TEL03-5388-3356

| | ～平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---|-----------------|--------------------|--------|--------|----------|
| ① | | 受講 ☆ | | | 受講期限 → |
| ② | | 試験合格 ◇ | 所属 | | |
| ③ | | 試験合格 (H24.12) ◇ | | | 遅滞なく受講 → |
| ④ | 受講 (H24.9) ☆ | | 離脱 | | 再所属 |

□ : 建築士事務所に所属していることを示す

詳細は、東京都都市整備局 HP http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kenchikusi/koshu_juko.htm

管理建築士講習 第4期

会場コード 2F-03
講習日 平成29年2月21日(火) 定員70名
申込期間 平成28年10/24(月)～平成29年1/31(火)
会場 (一社)東京都建築士事務所協会会議室
受講料 16,200円

建築士定期講習 第4期

会場コード 2F-54
講習日 平成29年3月23日(木) 定員252名
申込期間 平成28年10/24(月)～平成29年2/28(火)
会場 あいおいニッセイ同和損保新宿ホール
受講料 12,960円

申込方法上記講習共通

- ◎受講申込書は、窓口にて配布もしくは、HPからダウンロードしてください。
- ◎本会へ簡易書留郵便にて申込んで下さい（本会への持参は受付不可）
- ◎受付期間中でも、定員に達した場合は受付を終了させていただきます。ご了承ください。
- ◎受講申込書の記入方法等は、受講申込書付属の受講要領をご参照ください。



平成29年 新春交礼会

本年も残り少なくなり、ご多忙のことと拝察申し上げます。

さて、平成29年の新春を迎えるにあたり、恒例となりました新春交礼会を下記の通り開催致します。当日は、東京都議会議員、東京都庁関係者、関係団体の方をはじめ、多数の来賓をお招きし、親しく新春の交歓を致します。皆様お誘い合わせの上、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

日 時 平成29年1月19日(木)

18時～20時(受付17時20分～)

会 場 **ハイアットリージェンシー東京**

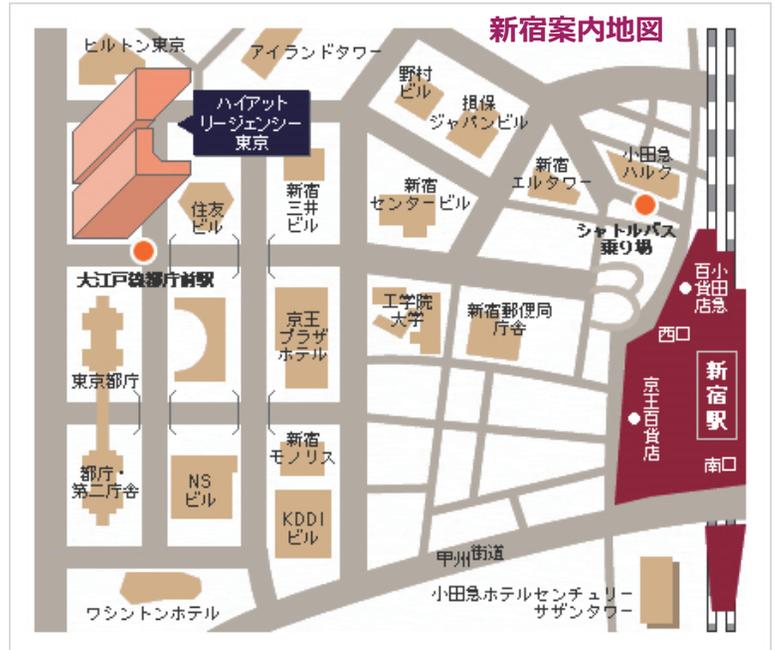
(地下1階)「クリスタルルーム」

新宿区西新宿2-7-2 Tel.03-3348-1234 代表

※注意 **京王プラザホテルではありません**

《次 第》

1. 新春挨拶
2. 古希者の祝福
3. 新春賀詞交歓
4. 会 費 お一人様 10,000円(当日お受けします)
5. 出席連絡 支部で出席者を取り纏めております。
平成28年12月中旬までに、所属支部へご連絡いただきますようお願い申し上げます。
6. 問合せ電話：03-3203-2601/ 事務局担当：高橋・岩淵



新宿駅⇄ホテルの無料送迎バス新宿西口ハルク前35番乗り場より20分間隔にて往復運行あり

改正建築士法の施行について

1 設計・工事監理に係る業の適正化

設計等の契約の原則

延べ面積300㎡を超える建築物について書面による契約締結の義務化

延べ面積300㎡を超える建築物について一括再委託の禁止

国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化

設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化 など

2 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

管理建築士の責務の明確化等

3 免許証の提示等による情報開示の充実

建築士免許証等の提示の義務化

建築士免許証等の記載事項等に変更があった場合の書換え規定の明確化

4 建築設備士に係る規定の整備

5 その他改正事項

暴力団排除規定の整備

建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務等

建築士事務所登録申請における様式の変更等

建築士に対する国土交通大臣・都知事による調査権の新設 など(新建築士制度普及会パンフより)

※パンフレット2種類は本会HPのTOPIX欄に掲載しています。ご覧ください。



一般社団法人
東京都建築士事務所協会
Tokyo Association of Architectural Firms

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-17-17 渡菱ビル 3階
協会事務局 TEL 03-3203-2601 FAX 03-3203-2602
登録センター TEL 03-5272-1069 FAX 03-5272-1071
支援協会 TEL 03-6228-0571 FAX 03-6228-0572